

# 定 款

一般社団法人新潟 MICE サポート

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人新潟 MICE サポートと称する。

英文では、THE ASSOCIATION OF NIIGATA MICE SUPPORT と表示する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、新潟県への MICE の誘致促進を行うことにより、行政及び多様な産業連携のもと MICE 関連産業の振興を図り、もって本県交流人口の拡大と地元経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) MICE 誘致促進及び受け入れ・開催支援に関する事業
- (2) 主催者への利便の提供及び接遇の向上に必要な事業
- (3) MICE に関する調査、研究及び研修会、講演会等の開催
- (4) MICE に関する事業の企画開発及びプロモーションの実施
- (5) MICE に関する商品企画開発、物品・飲食物の販売
- (6) 関係団体及び関係機関との連携、情報交換並びに交流
- (7) MICE に関する人材の育成教育・啓発及び資質の向上
- (8) MICE に関する出版物の刊行
- (9) 旅行業法に基づく旅行業
- (10) 国・都道府県・市町村及び各種団体からの受託事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員この法人の目的に賛同して入会した法人、団体又は個人
- (2) 賛助会員この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した法人団体又は個人
- (3) 特別会員この法人の目的、事業に賛同し連携する法人、団体又は個人

2 前項のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

3 この法人の会員は、団体のうちから代表者を指名して登録するものとする。ただし、代表者は、必ずしも団体の長である必要はない。

### **(入会)**

第6条 会員になろうとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けたとき、会員となる。

### **(会費)**

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める会費規定に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

### **(任意退会)**

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### **(除名)**

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### **(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)**

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

2 前項の規定によりその資格を失ったときは、この法人に対する会員として権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## **第4章 社員総会**

### **(構成)**

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### **(権限)**

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 会費の金額

- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他運営に関する重要事項

#### **(開催)**

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求が理事にあったとき。

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

#### **(招集)**

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法により、社員総会の日から2週間前までに通知を発しなければならない。

#### **(議長)**

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### **(定足数)**

第16条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### **(決議)**

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した総正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の時は否決とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

### **(書面による議決権行使等)**

第 18 条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法を持って議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

### **(社員総会の決議の省略)**

第 19 条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

### **(議事録)**

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会に出席した理事は、前項の議事録に署名する。

## **第 5 章 役員**

### **(種別及び定数)**

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、2 名以内を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

### **(役員を選任)**

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### **(理事の職務及び権限)**

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### **(監事の職務及び権限)**

第 24 条 監事は、理事の業務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係があるものを含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

#### **（役員任期）**

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### **（役員解任）**

第 26 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### **（役員報酬等）**

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事は、その職務を行うために要する費用の支弁を受けることができる。

#### **（名誉顧問等）**

第 28 条 この法人に、名誉顧問、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

2 名誉顧問、顧問及び参与は、理事会において任期を定めた上で、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 名誉顧問、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### **（名誉顧問等の職務）**

第 29 条 名誉顧問は、社員総会に出席して意見を述べるることができる。

2 顧問は、この法人の運営に関する事項について、理事長の諮問に応え、理事長に対し、又は理事会から諮問された事項について意見を述べるることができる。

3 参与は、理事が必要と認める事項について、その諮問に応じて意見を述べるることができる。

#### **（取引の制限）**

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取扱いについては、別に定める理事会運営規則によるものとする。

#### **(責任の免除又は限定)**

第 31 条 この法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

### **第 6 章 理事会**

#### **(構成)**

第 32 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### **(権限)**

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務を適正に確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第 31 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

#### **(種類及び開催)**

第 34 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

#### **(招集)**

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

#### **(決議)**

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### **(決議の省略)**

第 37 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### **(議事録)**

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も署名する。

## **第 7 章 資産及び会計**

### **(事業年度)**

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

### **(事業計画及び収支予算)**

第 40 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

### **(事業報告及び決算)**

第 41 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及

び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を備え置くものとする。

#### **（剰余金）**

第 42 条 この法人は、剰余金の分配 は行わない。

### **第 8 章 定款の変更及び解散等**

#### **（定款の変更）**

第 43 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

#### **（解散）**

第 44 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### **（残余財産の帰属等）**

第 45 条 この法人が解散する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### **第 9 章 委員会(部会)**

#### **（委員会(部会)）**

第 46 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会(部会)を置くことができる。

2 委員会(部会)の委員は、会員（正会員・賛助会員）及び学識経験者等から、理事が推薦し、理事会が選任する。

3 委員会(部会)の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

### **第 10 章 事務局**

#### **（設置等）**

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局員及び所要の職員を置く。

3 事務局員及び重要な職員は、理事長 が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長 が理事会の決議により、別に定める。

### **(備付け帳簿及び書類)**

第 48 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事等の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び 登記に関する書類
- (5) 定款に定める理事会及び社員総会等の機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員の報酬等の規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 49 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

## **第 11 章 情報公開 及び 個人情報の保護**

### **(情報公開)**

第 49 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

### **(個人情報の保護)**

第 50 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の 保護 に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## **第 12 章 公告の方法**

### **(公告の方法)**

第 51 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### **附 則**

1. 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和 4 年 5 月 24 日の社員総会で承認された定款変更の案からの追加修正を行った。

上記は、当法人の現行定款に相違ありません。

令和4年5月24日

新潟県新潟市中央区万代島5番1号万代島ビル2階

一般社団法人新潟 MICE サポート

代表理事 阿 部 正 喜

# 会 員 規 定

平成30年4月4日制定

一般社団法人新潟MICEサポート

## (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人新潟MICEサポート（以下「本会」という。）

定款第6条、第7条、第8条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (入 会)

第2条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事長が決定する。

(1) 本会の目的に賛同するものであること。

(2) 本会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

(3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

4 理事会において、入会が適当でないと判断した場合、入会を拒絶することができる。入会を認めない場合は、速やかにその理由を付した書面をもって入会申込者にその旨を通知するものとする。

5 前3項の規程にかかわらず、特別会員の入会については、理事会が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。

6 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

## (種 別)

第3条 本会の会員は、下記の通りとする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した法人、団体又は個人

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助するために入会した法人、団体又は個人

(3) 特別会員 本会の目的、事業に賛同し、連携する法人、団体又は個人

※上記は公共的団体等・公益経済団体・非営利法人・行政機関等を指す

2 前項のうち正会員をもって、本会の社員とする。

## (入会金及び会費)

第4条 入会者は、すみやかに入会金及び会費規程の定めるところにより会費を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別会員については、入会金及び会費の支払を要しない。

### (入会金)

第5条 本会の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 5万円
- (2) 賛助会員、特別会員 無料

### (年会費)

第6条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1) 正会員	年5万円
(2) 賛助会員	年1万2千円
(3) 特別会員	無料

### (納付)

第7条 前条に定める入会金や年会費は、当法人の指定する銀行口座に振り込むことにより納付するものとする。

- 2 前項に規定する入会金等の振込みに係る振込手数料は、会員の負担とする。
- 3 入会の申込みをした主体は、本会の会員規程第2条に定める入会承認後、速やかに入会金及び当該年度の会費を納入する。
- 4 毎年の会費は、その年度の6ヶ月経過前に入会する場合は全額、6ヶ月経過後に入会する場合には半額とする。
- 5 前年度の会費を納入していない会員には、会費の納入を確認する為の督促を行うことが出来る。
- 6 会員が前年度および当年度に亘って会費を納入しない場合、定款第10条の規定により会員資格を喪失する。
- 7 会費未履行の義務は退会をもって免れることはできない。

### (会費等の払い戻し)

第8条 会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

### (退会)

第9条 定款第8条、第9条、第10条に該当する会員については、退会とみなし、会員名簿から削除する。

### **(守秘義務)**

第10条 会員は、本会の許可を得ずに、会員として知り得た本会の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

### **(変更の届け出)**

第11条 会員は、その名称、住所、連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

2 会員が第1項の変更申込をしなかったことにより不利益を被った場合、本会はその責任を一切負わない。

### **(損害賠償)**

第12条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって本会が損害を受けた場合、当該会員は本会が受けた損害を本会に賠償する。会員資格が喪失または解除された場合も、本規約は継続される。

### **(変更)**

第13条 この規程は、定款第12条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

### **附則**

この規程は、一般法人の設立登記の日から施行する。